

厚生労働統計調査の現状と 改善方策について

中間報告書 (案)

平成 2 6 ~~5~~ 年 3 月 1 ~~9~~ 日

厚生労働統計の整備に関する検討会

目 次

I	はじめに.....	1
II	検討経緯及び検討結果.....	2
1	検討会におけるテーマ等について.....	2
2	回収率の向上について.....	3
	（1）現状・課題等.....	3
	（2）取組の方向性.....	5
3	公表の早期化について.....	6
	（1）現状・課題等.....	6
	（2）取組の方向性.....	7
4	調査の方法について.....	8
	（1）現状・課題等.....	8
	（2）取組の方向性.....	11
5	統計への容易なアクセスについて（統計のPRを含む）.....	12
	（1）現状・課題等.....	12
	（2）取組の方向性.....	15
6	行政記録情報等の活用について.....	16
	（1）現状・課題等.....	16
	（2）取組の方向性.....	18
7	利活用度合い及び費用対効果について.....	19
	（1）現状・課題等.....	19
	（2）取組の方向性.....	20
III	まとめ.....	21
1	これまでの検討について.....	21
2	今後のフォローアップ等について.....	21

I はじめに

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行う基盤となる重要な情報であるとともに、政府、地方自治体等が政策立案や政策評価、政策の改善を行う際に必要不可欠のものであり、結果の正確性及び有用性が求められている。

一方、統計行政は、行財政改革の中で定員・予算の効率化・合理化が求められているほか、単身世帯・夫婦共働き世帯の増加等による昼間に在宅する世帯の減少、企業・個人の情報保護意識の高まり等により統計調査の円滑な実施に向けて工夫が求められている状況にある。

このため、平成 22 年、厚生労働省における統計調査の効率化に関し、有識者による検討が行われ、個別統計調査を検討する際の論点等の整理がされた。その際、具体的な検討については、技術的、専門的に行う必要があるとされたため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下、「検討会」という。）で議論を行った。

本中間報告書は、上記についての検討会におけるこれまでの議論や、これを踏まえて検討した方策等について、中間最終的に取りまとめたものである。

II 検討経緯及び検討結果

厚生労働統計調査の数は約 100 本に上る。内訳を見てみると、基幹統計調査（国の行政機関が作成する統計のうち、公的統計の中核をなすものとして重要性が特に高い統計として位置付けられる「基幹統計」の作成を目的とする統計調査）7 本、一般統計調査 92 本である。このうち、基幹統計調査については、統計法において専門的かつ中立・公正な第三者機関として内閣府に設置することが規定されている統計委員会において、調査設計の段階から審議されていることに鑑み、検討会においては一般統計調査について重点的に検討することとした。

なお、検討においては、目的、活用実績、調査の方法等の一覧及び調査要綱、調査票等を参照しつつ、個々の統計調査に関する現状・課題等を整理し、具体的な検討を行った。

1 検討会におけるテーマ等について

平成 23 年 12 月 14 日に検討会を開催し、本検討会の開催要綱の変更、検討の方法、検討を行うテーマ等について議論を行った。検討を行った主なテーマについては、以下のとおりである（表 1）。

表 1 検討会で検討を行った主なテーマ

テーマ	開催日時
総論、今後の方針について	平成 23 年 12 月 14 日
回収率の向上について	平成 24 年 3 月 1 日
	平成 24 年 6 月 8 日
公表の早期化について	平成 24 年 6 月 8 日
調査の方法について	平成 24 年 10 月 12 日
統計への容易なアクセスについて（統計の PR を含む）	平成 24 年 12 月 12 日
調査間の調整について行政記録情報等の活用について	平成 25 年 12 月 6 日
利活用度合い及び費用対効果について	平成 25 年 12 月 6 日
まとめ	平成 26 年 3 月 19 日

2 回収率の向上について

平成24年3月1日に検討会を開催し、直近調査の回収率が60%以下となっている統計調査13本を対象に、調査実施者担当者から、「①回収率が低いことをどのように考えているか」「②回収率の維持・向上のために現在行っている取り組み、努力」「③回収率が低いことにより偏りが生じていることが考えられるが調査を継続する必要性は何か」について情報収集し、各府省における回収率維持・向上のための取組を含めて議論を行った。

また、平成24年6月8日に検討会を開催し、前回検討会における「経年的な回収率の推移を見ての議論が必要」との指摘を踏まえ、直近5回分の回収率を基に議論を行った。

(1) 現状・課題等

近年、個人情報保護意識や、企業の情報管理意識の高まりに伴い、統計調査への協力が得られにくくなっており、これらが統計精度や調査の円滑な実施に影響を与えている。

厚生労働統計調査の中には、回収率が低いものの、他の代替データが存在しないため、行政施策上の必要性から実施されている統計調査も見受けられる。

回収率が低いと非標本誤差が大きくなる可能性が高まり、政策判断あるいは企業の経営判断や国民の社会情勢の把握を妨げ、適切な政策運営等の障害になるだけではなく、厚生労働統計への信頼性を低下させることにもつながるため、統計調査の正確性と有用性の観点からできる限り回収率の向上に努める必要がある。

このような状況の中、厚生労働省において回収率の維持・向上のために現在行っている取組は以下のとおりである。

- ① 調査票等の改善による記入者負担の軽減の検討
 - ・ 記入しやすい調査票のレイアウトの設計
 - ・ 照会先を明確に記載
 - ・ プレプリントの導入
 - ・ 調査票と調査要領の一体化
- ② オンライン調査導入による記入ミス防止と記入者の利便性の推進
- ③ 統計調査の理解と協力を得るための説明
 - ・ 郵送調査の場合、調査票発送後の電話による到着確認
 - ・ 宛先不明により返送された調査票について、移転先を調べ再送

- 調査票に記入された事項を統計以外の目的で使用しないことや、記入者の特定ができないこと等を記した協力依頼状の添付
- 前回調査時の調査結果を同封することによる統計調査の有用性の啓発
- コールセンター等の活用による照会対応の強化
- 調査対象事業所の本社への協力依頼
- ④ はがきや電話などによる督促
 - 複数回の督促を実施
- ⑤ 広報の充実
 - 厚生労働省ホームページへの掲載
 - 広報誌「厚生労働」による広報
 - 調査に関連のある携帯サイトへの調査協力依頼掲載
 - 記者クラブへの公表
- ⑥ 調査時期の変更
 - 年末の繁忙期を避けるため、調査時期の前倒し
- ⑦ 委託業者への指導
 - 週一回の進捗状況の報告
 - 月一回の打合せ

一方、他府省において回収率の維持・向上のために現在行われている取組は以下のとおりである。

- ⑧ 統計調査の理解と協力を得るための説明
 - 調査対象の事務担当者を対象とした説明会の実施
 - 個別訪問による調査協力依頼
 - 月次報告期日一覧の配布
 - 提出が遅れがちな調査対象事業所への事前案内の実施
- ⑨ 調査票等の改善
 - 民間委託の場合においては、調査票発送用の封筒を請負業者クレジットではなく、実施省クレジットの封筒で発送
- ⑩ はがきや電話などによる督促
 - 複数回の督促を行うにあたり、一度目はFAX、二度目は電話等、手法を変更
 - 連絡のつきやすい時間帯に配慮し、督促を実施
- ⑪ 複数の調査方法導入による記入者の利便性の推進
 - 調査員、郵送、FAX 又はオンライン等複数の調査方法を導入
- ⑫ いくつかの調査を対象に、一定期間を定め、調査票の提出について

集中的に促進を図る

- 未提出事業所リストに基づき調査票提出に向けた督促（電話、訪問等）を実施
 - 協力要請における成功事例（省内、地方局、都道府県より 1～2 例程度）の収集及び情報共有
- ⑬ オンライン調査導入による記入ミス防止と記入者の利便性の推進
- オンライン化率の目標の設定
 - オンライン提出要請事業所情報を基にオンラインシステムによる調査票提出の要請（電話、文書等）を実施

（２）取組の方向性

上記（１）①～⑦のような取組を行っているが、これらに加え、⑧～⑬の他府省の例を参考にしつつ、回収率の向上・維持のため考えられる取組を充実させるほか、さらに考えられる方策等は以下のとおりである。

- 被調査者の負担軽減のため、可能な限り行政記録情報等¹を活用する。
- 民間業者に委託している場合には、調査実施者担当者が厚生労働省であることを明記し、国の調査であることを明らかにする。
- 実数を記入する調査項目について、階級別の選択肢から回答する方法や、例えば金額を問う調査項目について、総額ではなく、一人あたりの金額を回答する方法等、調査項目の設定を工夫する。
- 経年的に回収率が低下している場合には、基本的な調査方法自体の見直しを検討する。
- 回収率は、全ての調査において一律にこの程度であればよいとすることは困難であるが、回収率が低下している現状で、より精度の高い結果を得るために目標とする回収率を設定する等、個々の調査の特性に合わせた対応が必要である。
- 協力が得られない被調査者への対応については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針（平成 22 年 3 月 30 日各府省統計主管部局長等会議申合せ。平成 25 年 1 月 31 日一部改正）」等を踏まえ、政府全体の取組みを拡充するよう働きかける。

¹ 国の行政機関が保有する各種の行政記録情報や地方公共団体が保有する業務記録情報（「公的統計の整備に関する基本的な計画」の注より）

3 公表の早期化について

平成 24 年 6 月 8 日に検討会を開催し、直近の公表時期が 1 年 3 ヶ月（月次、四半期調査であれば 60 日）を超える統計調査 9 本を対象に、調査担当者実施者から、「公表時期が遅い理由」「公表を早めるために講じている措置」について情報収集し、議論を行った。

（1）現状・課題等

公表の早期化については、統計法第 8 条に「行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と定められており、さらに一般統計調査についても、第 23 条において同様の趣旨の記載がある。

「速やかに」の具体的内容としては、平成 9 年 2 月 10 日閣議決定「申請負担軽減対策」で定められた「原則として、すべての指定統計の第一報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査は 60 日以内、年次・周期調査は 1 年以内に公表する」を踏襲し、基本的な目安としている。

しかし、厚生労働統計調査の中には、公表時期が 1 年を超える調査が散見される。いかに優れた統計であっても、社会が必要とする時期を逸して提供された場合には有用な統計とはなり得ず、厚生労働統計が公的な資源を用いて作成される情報であることから、厚生労働省は公表の早期化に努める必要がある。

このような状況の中、厚生労働省において公表を早めるために講じている措置は以下のとおりである。

- ① 調査票の記入要領の見直し
- ② エラーデータの減少
 - ・ 正確なデータの提出及び提出期限の厳守を各都道府県へ周知
 - ・ オンライン調査を導入し、電子調査票上でエラーチェックを行うことにより、エラーデータを減少
- ③ 集計・分析の効率化
- ④ 外注仕様書の見直し
 - ・ 外注業者からの疑義照会における対応の迅速化
- ⑤ 回収にかかる督促・確認の迅速化
- ⑥ 人員の拡充
- ⑦ 第一報として概要版を公表

(2) 取組の方向性

上記(1)のような措置を行っているが、これらに加え、公表の早期化のため考えられる方策等については以下のとおりである。

- 公表遅延の一因として考えられる、結果集計までの作業プロセスや外注業者との関係について、個々の調査に応じて必要な見直しを行う。
- 予定した期日までに公表が困難と考えられるやむを得ない事情がある調査については、詳細な調査結果を一括して公表する前に、総数等の単純な集計結果を速報的に公表することや、社会的に注目度の高い調査結果をトピック的に先行して公表すること等の工夫をする。

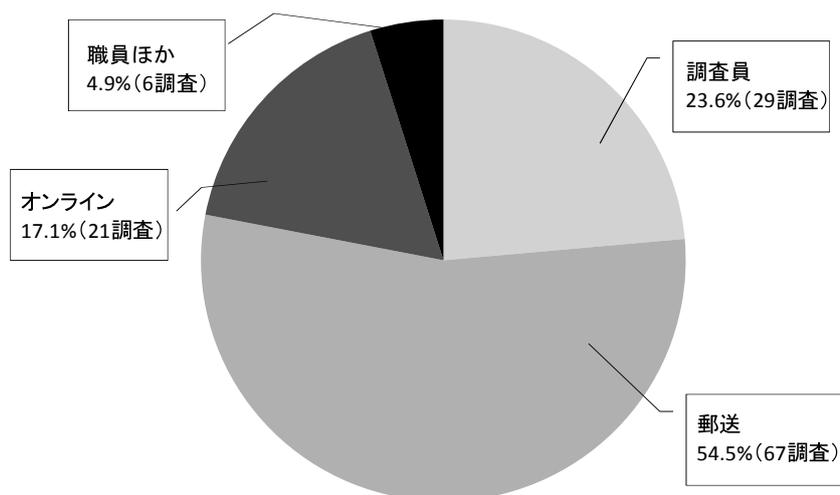
4 調査の方法について

平成 24 年 10 月 12 日に検討会を開催し、「採用している調査方法について」、「オンライン調査の効果及び問題点」、「オンライン調査を導入していない理由」、「調査員調査の課題及び現在行っている措置」について整理した資料に基づき、議論を行った。

(1) 現状・課題等

現在、厚生労働省で行っている一般統計調査は 92 本あるが、採用している調査方法をみると、半数は郵送調査であり、調査員調査は全体の約四分の一を占めていることがわかる。また、オンライン調査を導入しているのは 21 調査であり、17%を占めている（図 1）。

図 1 採用している調査方法別にみた統計調査数の構成割合



※ () 内の統計調査数は重複計上していることに留意。

これを、調査の対象・採用している調査方法別にみると、「1. 世帯・個人等」を対象とする調査においては、調査員調査が多数過半数を占めており、オンライン調査は導入されておらず、「2. 施設・事業所・企業等」を対象とする調査においては、郵送による単一の方法が過半数を占めていることがわかる。「3. 都道府県・市町村等」を対象とする調査においては、オンライン調査が多数を占めており、調査員、郵送、オンラインのそれぞれ単一の調査方法を採用している統計調査が約 7 割であることがわかる（表 2）。

表 2 調査の対象・採用している調査方法別にみた統計調査数

採用している調査方法	1. 世帯・個人等	2. 施設・事業所・企業等	3. 都道府県・市町村等	4. 左記1～3以外または1～3の複数の場合	合計
調査員	13	2	-	1	16
調査員／郵送	3	5	-	3	11
郵送	7	22	2	7	38
郵送／職員	-	-	2	2	4
調査員／郵送／職員	-	-	-	1	1
オンライン	-	2	6	-	8
郵送／オンライン	-	6	2	4	12
調査員／郵送／オンライン	-	1	-	-	1
その他	-	-	-	1	1
合計	23	38	12	19	92

※ () 内の統計調査数は重複計上していることに留意

このように厚生労働省で行っている統計調査の方法は多岐に渡るが、調査員調査方法を採用している調査が抱える課題及び現在行っている措置は以下のとおりである。

- ① 調査員の質・量の確保
 - ・ 講習会等での指導の徹底
 - ・ 手引き等を配布し、調査の際に持参するよう指導
 - ・ 問答事例集の作成
 - ・ 解決できない疑義が生じた場合の照会先の周知
- ② 個人情報保護意識の高まり
 - ・ 回収を密封方式に変更
 - ・ 調査員証を携帯するよう指導
 - ・ 挨拶状を携行
- ③ 昼間不在世帯等の増加
 - ・ 訪問の日を改める、訪問時間を変える等、再訪問を試みるよう指導
- ④ 厳重なセキュリティの建物への訪問

- 調査協力の「お願い」やチラシ等の作成
- ⑤ 寒冷地における活動が困難
 - 調査時期の前倒しを検討
- ⑥ 自治体等の調査実施機関の業務負担
 - 調査実施機関を2年ごとの持ち回りとし、4～6年に一度程度の頻度で担当するよう実施

また、オンライン調査については、現在、6つの方法で行われている（表3）が、コスト削減や業務の効率化等、一定の効果がみられる。

表3 現在厚生労働省で行っているオンライン調査方法

1	政府統計共同利用システムのオンライン調査機能を使用する方法
2	e-Gov（電子政府の総合窓口）を使用する方法
3	LGWAN（総合行政ネットワーク）等メールを使用する方法
4	インターネット上に、WEBサイト（回答ページ）を設けて回答する方法
5	インターネット上のWEBサイトから調査票ファイルをダウンロード及びWEBサイトへアップロードして回答する方法
6	独自の専用回線システムを構築する方法

一方、オンライン調査方法を採用している調査が抱える課題は以下のとおりである。

- ① セキュリティの問題
 - 被調査者側のセキュリティの制約
 - 決算情報等をオンラインで報告することに対する抵抗感
- ② リソースの問題
 - 照会の増加により、現行の体制（回線、人員）では限界
- ③ オンライン化率の問題
 - オンライン化率がなかなか伸びないため、費用対効果が得られない
- ④ 容量の問題
 - 一回に送信できる容量に限界があるため、複数回の送信が必要

(2) 取組の方向性

上記(1)のような課題に対し、改善のための取組を行っているが、これらに加え、調査員の質の確保を含めた調査方法の検討のため考えられる方策等については以下のとおりである。

- 調査員に対する調査説明会などの際に、調査の実施方法に関する説明のみではなく、調査員の心得や応答事例等の説明を行い、円滑な実施を踏まえた調査の質の向上を図る。
- 調査員の量・質を確保するため、調査員の募集方法の多角化や登録調査員等を対象とする研修内容・方法の充実等（「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き（平成24年3月26日総務省政策統括官（統計基準担当）」より）の政府全体の取組みを踏まえつつ、調査員の確保・育成に係る取組体制について検討する。
- 被調査者の利便性向上の観点から、コストの問題に配慮しつつ、個々の調査に応じて、複数の調査方法を取り入れるなどの対応を検討する。特に、個人・世帯を対象とした調査についても、他府省の事例や外国の事例等を参考にしつつ、オンライン化も含めた調査方法の柔軟な組み合わせの可能性について検討する。
- 個々の調査に応じた方法を、統計調査の概算要求に係る内容聴取などの際に統計情報部から調査実施者担当者に提案する。
- 調査方法を変更する場合には、その影響等を慎重に考慮の上判断をすべきであり、変更後はその影響についてフォローアップしていく必要がある。

5 統計への容易なアクセスについて（統計のPRを含む）

平成24年12月12日に検討会を開催し、「調査実施におけるPRと結果公表における広報」、「統計への容易なアクセス」について整理した資料に基づき、議論を行った。

（1）現状・課題等

現在、厚生労働省で行っている一般統計調査について、直近の統計調査の実施における統計のPRのための周知等をみると、調査のお願いや手引きを作成している調査は91.3%に上るものの、ポスターやパンフレット等を作成している調査は9.8%とやや少ないことがわかる（表4）。

表4 統計調査の実施における統計のPRのための周知等

	調査数	割合(%) <small>(※1)</small>
1. 調査のお願い、手引きを作成	84	91.3%
2. HPホームページに調査のお願いを掲載	38	47.5%
3. ポスター、パンフレット等の作成	9	9.8%
4. プレスリリースを行う	12	15.0%
5. 被調査者が所属する業界団体等への調査協力依頼	23	40.4%
6. 事業所・企業の本社への協力要請	6	10.5%
7. 政府統計の統一ロゴタイプ <small>(※2)</small> を調査票等に使用	40	85.1%

※1 一般統計調査は92本であるが、項目ごとの割合については、それぞれの周知等が該当する調査数を用いて算出している。

※2 平成23年10月18日に総務大臣により、「政府統計の統一ロゴタイプ」が決定され、平成24年4月以降順次、国の行政機関が行う統計調査において使用が開始されている。

また、直近に実施した統計調査の結果の公表における広報等をみると、厚生労働省ホームページHPに調査結果を掲載している調査は96.6%に上り、e-Stat（政府統計の総合窓口）に統計表を掲載している調査は90.8%である（表5）。

表 5 統計調査の結果の公表における広報等

	調査数	割合(%)
1. 厚生労働省HPホームページに調査結果を掲載	84	96.6%
2. e-Stat(政府統計の総合窓口)に統計表を掲載	79	90.8%
3. 報告書の作成	72	82.8%
4. 白書への調査結果の掲載	42	48.3%
5. 上記以外の出版物への調査結果の掲載	51	58.6%
6. 被調査者への御礼のハガキ等に調査結果を掲載	5	5.7%
7. 次回調査の手引き等に前回調査結果を掲載	12	13.8%

※ 集計対象は総務省承認申請時に結果を非公表と整理された5調査を除く全87調査である。

e-Stat（政府統計の総合窓口）は、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、日本の政府統計関係情報のワンストップサービスを実現するため、平成20年度から本格運用を開始した政府統計のポータルサイトである。

このe-Statに掲載している一般統計調査の分野別1調査あたりのアクセス数は、公表の周期等の影響を受けるものの、年々増加傾向にあることがわかる（表6）。

また、厚生労働省で行っている一般統計調査の調査結果について、概況やプレスリリース等により第一報を公表した日から、e-Statに結果表の掲載を完了した日までの期間別にみると、公表と同時にe-Statに掲載を行っている調査は27.6%と約四分の一を占め、公表から1年未満にe-Statに掲載を行っている調査は、83.9%である（表7、図2）。

表 6 分野別 1 調査あたりのアクセス数（件数）

	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	1表あたり
	1. 人口・世帯関係	277 (7調査)	5,306 (7調査)	25,275 (7調査)	31,820 (7調査)
2. 保健衛生関係	827 (16調査)	14,566 (16調査)	58,337 (17調査)	57,266 (17調査)	74 (13,162表)
3. 社会福祉関係	1,278 (16調査)	7,961 (17調査)	28,304 (17調査)	33,693 (17調査)	81 (7,059表)
4. 社会保険・社会保障等	1,106 (15調査)	11,500 (15調査)	49,581 (18調査)	53,845 (19調査)	91 (11,212表)
5. 雇用・労働関係	1,075 (25調査)	8,464 (25調査)	20,628 (25調査)	19,041 (25調査)	72 (6,573表)
全 体	1,001	9,871	36,405	38,449	79

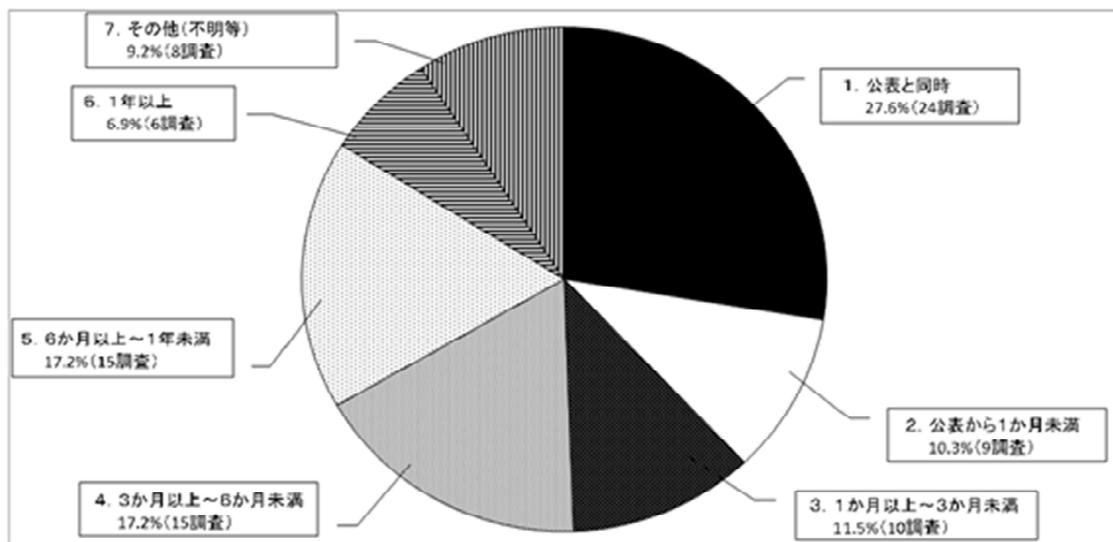
※ アクセス数は e-Stat において統計表等を閲覧した数である。

表 7 e-Stat の掲載時期について（期間別集計）

	1. 公表と同時に 1か月未満	2. 公表から 1か月未満	3. 1か月以上～ 3か月未満	4. 3か月以上～ 6か月未満	5. 6か月以上～ 1年未満	6. 1年以上	7. その他 (不明等)
調査数	24	9	10	15	15	6	8
割合(%)	27.6%	10.3%	11.5%	17.2%	17.2%	6.9%	9.2%
累積割合(%)	27.6%	37.9%	49.4%	66.7%	83.9%	90.8%	100.0%

※ 集計対象は総務省承認申請時に結果を非公表と整理された 5 調査を除く全 87 調査である。

図 2 e-Stat の掲載時期について（期間別集計）



※ 集計対象は総務省承認申請時に結果を非公表と整理された 5 調査を除く全 87 調査である。

(2) 取組の方向性

上記(1)のような取組を行っているが、これらに加え、調査実施におけるPR、結果公表における広報及び統計への容易なアクセスのため考えられる今後強化していく方策等については以下のとおりである。

- ホームページHP等への統計表の掲載時期については、調査に関連したイベント(例:11月の「虐待防止月間」に対応した最新の詳細な虐待件数等)や調査結果を用いたテキストの改定時期等を考慮する。
- You Tube 等メディアの活用を視野に入れつつ、調査のPRや結果の解説などのコンテンツを提供する。
- 調査結果報告書については、原則、電子化する方向で検討する。
- 結果の公表については、時系列の観点からデータを利用する際の利便性の向上のため、調査方法の変更等の留意事項を誰にでもわかりやすい場所に掲載する。
- e-Stat へ統計表等のコンテンツを掲載する時期については、厚生労働省として一定の基準を設けることを検討する。
- e-Stat において、「利用上の注意」、「調査票」及び統計表を容易に探すことができるような調査項目や集計内容が収録された一覧表を掲載すること、また、年次推移表の作成等により時系列のデータを容易に取得できるようにすることなど、掲載内容の工夫をする。
- 上記以外の e-Stat の掲載内容や使い方等に関しても、外部の利用者等の意向を把握し、厚生労働省として対応可能なものについては改善する。

6 行政記録情報等の活用について

平成 25 年 12 月 6 日に検討会を開催し、行政記録情報等²の統計調査への活用可能性を検討するため、「統計調査への行政記録情報等の活用をめぐる政府全体の動向」及び「統計委員会における審議の状況」について整理した資料、並びに、現在統計調査に行政記録情報等を活用している一般統計調査、及び現在は行政記録情報等を活用していない幾つかの一般統計調査を対象に、調査担当者から活用における課題等を情報収集し、「統計調査への行政記録情報等の活用をめぐる厚生労働省の状況」を整理した資料に基づき、議論を行った。

(1) 現状・課題等

行政記録情報等の活用が求められる背景には、国民の個人情報保護の意識や企業の情報管理意識の高まりに伴い統計調査への協力が得られにくくなっていることや、統計調査員の高齢化など、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中で、行政記録情報等を統計調査に活用することにより、被調査者の記入負担等の軽減、統計作成の簡素・効率化及び統計精度の維持・向上が期待されるということがある。

実際に、行政記録情報等の活用が既に図られている厚生労働省所管の統計調査においては、このほかに調査に掛かる委託費の軽減や、全数把握が可能となったこと及び、母集団情報の整備に活用することにより正確な被調査者の抽出が可能となったことなどを活用による効果として挙げている。一方で、後述するように、活用する際には技術的な課題も挙げられている。

また、政府全体の動向としても、現行の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）における活用を強く推進するという方針から、理念的には推進すべきことながら、活用する際に技術的な困難が生じている場合もあることから、平成 26 年度からの「公的統計の整備に関する基本的な計画（答申）³」においては、「行政記録情報等の活用にあたっては、当該情報の電子化の状況や電子化に要する費用と、軽減される報告者の負担等を総合的に勘案することも必要である」

² 国の行政機関が保有する各種の行政記録情報や地方公共団体が保有する業務記録情報（「公的統計の整備に関する基本的な計画」の注より）

³ 第 72 回統計委員会（平成 26 年 1 月 31 日）において、統計委員会より総務大臣に答申された「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」（案）。

とされている。

行政記録情報等とは、国の行政機関が保有する各種の行政記録情報や地方公共団体が保有する業務記録情報であるが、統計調査における活用例としては、例えば事業所において労働保険が成立した場合に労働基準監督署に提出される届出の情報を基に当該行政分野の統計調査の母集団情報を整備したり、保健所や市区町村で実施している妊産婦・乳幼児検診や訪問指導等の実施状況の記録等を統計調査に代替することが挙げられる。これら行政記録情報等の統計調査への活用の仕方を類型化すると、以下のようなものがある。

- 行政記録情報等から調査の対象を抽出する等、母集団情報として活用するもの
- 統計調査の調査事項の一部又は全部を行政記録情報等で代替するもの
- 統計調査の結果と行政記録情報等を合わせて統計を作成するもの

これらの行政記録情報等の統計調査への活用は、本来の行政記録情報等の目的には基づかない使用であるが、目的外で統計調査に活用することの根拠については、各行政記録情報等の根拠となる法令に必ずしも明確に規定されているわけではない。

こうした制度的枠組みの中で、統計調査で活用するためには、当該行政記録情報等を保有する関係部局や地方公共団体等に対して、統計調査の担当者側が提供について協力の要請を行い、個人情報保護等の各種制約を考慮した上で、可能なものについては活用が図られているのが現状である。

また、各統計調査担当者において、行政記録情報等を統計調査に活用する際には、以下のような技術的な課題等があるとしている。

① 実際に活用した際に挙げられた課題

- 行政記録情報等の受領時期の遅延により、督促業務が発生していること
- 行政記録情報等の保存媒体が電子化されていない（紙である）こと。また、紙媒体の場合、データを電子化する等の作業が当該情報の保有者側に発生していること。
- 目視でのデータ照合作業が発生する場合があること

- 行政記録情報等の保有者への事務委託費、システム改修費及び目視でのデータ取り込み作業にかかる外注費用等の経費が増加していること
- 行政記録情報等の保有者への照会作業が発生していること
- データの受領時期の遅延や作業量の増加により、統計調査のデータ確定時期が遅延していること

② 今後の活用を検討した際に挙げられた課題

- データの把握時点が統計調査と行政記録情報等で相違していること
- 把握対象・単位が統計調査と行政記録情報等で相違していること
- 行政記録情報等の保有者側でデータを調査用データに変換する作業が発生すること

(2) 取組の方向性

上記(1)のように制度面や技術面の課題等があるとされている中で、行政記録情報等の統計調査への活用を図るために、現在も統計調査の企画段階から行政記録情報等が活用できないかという視点で調査内容の精査を行っているが、更に活用可能性を広げるために有効と考えられる方策等については以下のとおりである。

- 統計調査担当者は、中・長期的に統計調査への活用効果が高いと考えられる行政記録情報等については、当該行政記録情報等の保有者に対して、行政記録情報等の保存媒体を電子化すること、及び様式を統一するよう協力依頼を行うことを推奨する。
- 統計調査担当者は、統計調査への活用効果が高いと考えられる行政記録情報等については、各種制度の企画立案者に対して、行政記録情報等の統計調査への活用を視野に入れた企画立案を行うことを推奨するとともに、両者の連携を図ることが必要である。
これには、行政記録情報等の根拠となる法令等に、統計調査の目的でも活用することを規定することや、その際に個人情報保護に照らして適切な情報管理を行うこと、統計に活用することが想定されている各種様式等にあらかじめその旨を明記することなどが含まれる。
- 行政記録情報等の活用による効果を測る指標を示すことは困難であるものの、活用による効果と考えられる好事例の情報共有を行うことにより、行政記録情報等の活用を促す。
- 統計調査担当者は、統計調査の企画段階において、行政記録情報等が活用できないかという視点での検討・確認を引き続き行う。

7 利活用度合い及び費用対効果について

平成 25 年 12 月 6 日に検討会を開催し、当検討会構成員及び共同研究者から「統計調査の利活用に関わる効果の測定方法の私論」と題して発表された「統計調査の利活用に関わる効果測定に関する調査研究」の中間発表を参考に、統計調査の利活用を促進するための方策や、統計調査の効果をどのように捉え、それを向上させるのかについて議論を行った。

(1) 現状・課題等

研究の中間発表では、統計調査の効果を測定する手法が確立されていない現状において、既存の政策評価手法が適用できないかを検証し、それが困難であるとした上で、構成員の試みの手法として、アンケートを実施し、「多数決の原理」を用いて統計調査の費用対効果を測定する試みが紹介された。

具体的には、アンケートで、統計情報の提供が必要と思うか、統計情報を提供するために国が費用を掛けてまでも統計調査を行うことが必要と思うかと質問し、その違いを回答者の属性等から分析した結果、日頃からテレビ等で統計情報を見聞きしたりしている者、官公庁が実施している統計調査を知っている者及び白書執筆や政策立案、政策評価等のために統計情報を利活用することを評価している者の方が費用を掛けてまでも統計情報の提供は必要と考える割合が高いこと等が示された。このため、費用を掛けてまでも統計情報の提供は必要であると評価されるよう統計調査の利活用度合いを高めることによって、統計調査の効果を上げることが重要であるとの意見が述べられた。

さらに、統計調査の効果としては、統計情報が政策等に有効に活用されていることを国民に認識してもらうこと、及び国民に統計情報を活用してもらうことがあるとした上で、このような必要性・有用性の認識の向上と利活用の促進をいかに図るかが重要との意見が述べられた。

こうした統計調査の効果を上げる取組としては、既に「公的統計の重要性の理解増進方策」や「統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充方策」が、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成 22 年 3 月 30 日各府省統計主管部局長等会議申合せ、平成 25 年 1 月 31 日一部改正）において取りまとめられている。

(2) 取組の方向性

検討会の議論においても、統計調査におけるコスト削減意識も重要であるが、費用については、統計調査の規模や調査手法等によってある程度自動的に決まってしまう面もあるため、むしろ、(1)の構成員の意見のとおり統計調査の効果は、統計情報の必要性・有用性の認識の向上と利活用の促進を図ることによって高めることが重要との意見で一致し、そのための方策について議論した。

また、現時点では必要性・有用性の認識の向上や利活用がなかなか図られない統計調査であっても安易に不要とするのではなく、社会的な基盤として必要なものもあり、中・長期的視点に立って判断することが必要であるということについても意見が一致した。

統計調査の必要性・有用性の認識の向上と利活用の促進を図るために具体的に挙げられた方策や留意すべき点等は以下のとおりである。

- 統計調査の効果を上げるためには、小中学校教育の段階から統計に触れることが重要であると考えられることから、生活に身近で親しみやすい統計（人の誕生から老後まで）を扱う厚生労働統計の特性を生かし、『厚生労働統計のあらまし』等、厚生労働統計を分かりやすく解説した資料等をホームページ（「こどものページ」）等で積極的に紹介する。
- 統計調査の被調査者（回答者）となったときに、調査に協力してもらえよう、統計情報の利活用事例の紹介、調査結果のポイントを明示した分かりやすい公表を行うことを引き続き推進する。
- 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を引き続き推進する。

Ⅲ まとめ

1 これまでの検討について

平成 23 年度以降、検討会において、「回収率の向上について」、「公表の早期化について」、「調査の方法について」、「統計への容易なアクセスについて（統計の PR を含む）」、「行政記録情報等の活用について」、「利活用度合い及び費用対効果について」をテーマに、厚生労働省で行ってきた措置等について一定の評価をし、また、現在、厚生労働省が抱えている課題に対し、今後考えられる方策等を議論した。

2 今後のフォローアップ等について

検討会で議論した結果については、統計情報部のみならず、広く厚生労働省内の各部局に本報告書の取組の方向性で示された具体的方策等を周知し、各統計調査担当において統計調査の企画・実施に当たり本報告書が活用されることが望まれる。

統計情報部が実施する厚生労働省内の統計調査の概算要求に係る内容聴取や一般統計調査の承認申請に当たっての事前審査の際には、本報告書で示された方策や取組の方向性に基づいて内部的な審査を行う等、ガバナンス機能の強化を図ることが必要である。

また、今後検討会等でフォローアップを行い、引き続き統計調査の効率性や結果の正確性及び有用性等を高めていく必要がある。